

関係する具体的施策
(重点課題第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組)

第4次犯罪被害者等基本計画			第5次犯罪被害者等基本計画(案)		
施策番号	項目	施策	通し番号	項目	施策
1 国民の理解の増進(基本法第20条関係)			1 国民の理解の増進(基本法第20条関係) <u>学校をはじめとする教育活動の促進に関する施策</u>		
250	学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進	文部科学省において、引き続き、学習指導要領に基づき、生命の尊さについて理解し、かけがえのない生命を尊重するための教育を推進する。【文部科学省】	5-1	学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進	文部科学省において、 引き続き、学習指導要領に基づき、生命の尊さについて理解し、かけがえのない生命を尊重するための教育の <u>充実に向けて取り組むを推進する</u> 。【文部科学省】
251	学校における犯罪被害者等の人権問題を含めた人権教育の推進	文部科学省において、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)に基づき、犯罪被害者等の人権問題も含め、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進に努める。【文部科学省】	5-2	学校等における犯罪被害者等の人権問題を含めた人権教育の推進	文部科学省において、 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)に基づき、犯罪被害者等の人権問題も含め、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進に努める。【文部科学省】
252	学校における犯罪被害者等に関する学習の充実	文部科学省において、警察等の関係機関と連携し、非行防止教室等における犯罪被害者等に関する学習の充実を図る。【文部科学省】	5-3	学校における犯罪被害者等に関する <u>理解の促進</u> <u>学習の充実</u>	文部科学省において、 警察等の関係機関と連携し、非行防止教室等における犯罪被害者等に関する <u>理解を深める学習の充実を図る</u> 。【文部科学省】
253	子供への暴力抑止のための参加型学習への取組	文部科学省において、子供がいじめ・虐待・暴力行為等の被害に遭ったことを認識し、かつその対応について主体的に学ぶことができるようにするため、教育委員会に対し、地域の実情に応じた取組がなさ	5-4	子供への暴力抑止のための参加型学習への取組	文部科学省において、 子供がいじめ・虐待・暴力行為等の被害に遭ったことを認識し、かつその対応について主体的に学ぶことができるようにするため、教育委員会に対し、地域の実情に応じた

		れるよう促す。			取組の <u>着実な実施を図る</u> がなされるよう促す。 【文部科学省】
254	性犯罪・性暴力 対策に関する教育の推進	文部科学省において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）に基づき、生命の尊さを学び生命を大切にする教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育を一層推進するとともに、性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう、幼児期からの子供の発達段階に配慮した教育の充実を図る。【文部科学省】	5-5	性犯罪・性暴力 対策に関する教育の推進	文部科学省において 、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）に基づき、生命の尊さを学び生命を大切にする教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育を一層推進するとともに、性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう、幼児期からの子供の発達段階に配慮した「 <u>生命（いのち）の安全教育</u> 」の充実と <u>全国展開に向けた普及を推進する</u> を図る。【文部科学省】
255	家庭における生命の教育への支援の推進	文部科学省において、各地域で実施している、生命の大切さを実感させる意義等を学ぶ保護者向け学習プログラムをはじめとした様々な家庭教育に関する情報をウェブサイトを通じて提供するなど、地域における家庭教育支援を推進する。【文部科学省】	5-6	家庭における生命の教育への支援の推進	文部科学省において 、各地域で実施している、生命の大切さを実感させる意義等を学ぶ保護者向け学習プログラムをはじめとした様々な家庭教育に関する情報をウェブサイトを通じて提供するなど、地域における家庭教育支援の <u>充実を図る</u> を推進する。【文部科学省】
96	児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための体制整備等	文部科学省において、地域における児童虐待の未然防止等に資するよう、子育ての悩みや不安を抱えながらも、自ら学びや相談の場等にアクセスすることが困難な家庭等に配慮しつつ、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進する。【文部	5-7	児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための体制整備等 地域における児童虐待の未然防止等に資する家庭	文部科学省において 、地域における児童虐待の未然防止等に資するよう、子育ての悩みや不安を抱えながらも、自ら学びや相談の場等にアクセスすることが困難な家庭等に配慮しつつ、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組の充

		科学省】		<u>教育支援の取組の推進</u>	<u>実を図るを推進する。</u> 【文部科学省】
256	犯罪被害者等による講演会の実施	警察において、教育委員会等の関係機関と連携し、講演会「命の大切さを学ぶ教室」や「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール」の開催による犯罪被害者等への配慮・協力への意識の醸成等に努める。また、広く国民の参加を募り犯罪被害者等による講演会を実施するなど、様々な機会を利用して、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成に努める。 【警察庁、文部科学省】	5-8	<u>犯罪被害者等による講演会の実施教育現場における講演会等の実施</u>	警察において、教育委員会等の関係機関と連携し、教育現場における講演会「命の大切さを学ぶ教室」や「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール」の開催による犯罪被害者等への配慮・協力への意識の醸成等に努める。また、広く国民の参加を募り犯罪被害者等による講演会を実施するなど、様々な機会を利用して、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成に努める。 【警察庁、文部科学省】
257	生命・身体・自由等の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発	法務省において、学校教育を中心として法教育の普及・啓発を促進し、法や司法によって自らを守り、他者を等しく尊重する理念を体得させることを通じ、他者の生命・身体・自由等を傷つけてはならないことを自覚させることにもつながるよう、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の協力を得て、法教育推進協議会を通じた取組の推進に努める。 【法務省】	5-9	生命・身体・自由等の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発	法務省において、学校教育を中心として法教育の普及・啓発を促進し、法や司法によって自らを守り、他者を等しく尊重する理念を体得させることを通じ、他者の生命・身体・自由等を傷つけてはならないことを自覚させることにもつながるよう、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の協力を得て、法教育推進協議会を通じた取組 <u>をの推進するに努める。</u> 【法務省】
			<u>2 国民に向けた広報啓発に関する施策</u>		
258	犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報啓発活動の実施	警察庁において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間」（毎年 11 月 25 日から 12 月 1 日まで）を設定し、当該週間に合わせて広報啓発活動を	5-10	<u>犯罪被害者週間に合わせた集中的各種強化期間を中心とした多</u>	警察庁において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間」（毎年 11 月 25 日から 12 月 1 日まで）を設定し、当該週間に合わせて広報啓

		集中的に実施する。また、犯罪被害者等の参加・協力を得て、地方公共団体に対し、当該週間を中心に犯罪被害者等への理解の増進を図るための広報啓発活動を実施するよう要請する。【警察庁】		<u>角的な広報啓発活動の実施</u>	発活動を集中的に実施する。また、犯罪被害者等の参加・協力を得て、地方公共団体に対し、当該週間を中心に犯罪被害者等への理解の増進を図るための犯罪被害者等支援に関する国民の理解を増進するため、広報啓発のための集中的な強化期間として設定した「犯罪被害者週間」を月間化して、十分な訴求期間を設けた上、同期間中、政府全体として、創意工夫を凝らした効果的な広報啓発を行うとともに、地方公共団体に対し、地域の実情に応じ、各種支援の取組の定着をも狙った広報啓発活動を実施するよう要請する。【警察庁】
263	若年層に対する広報啓発活動	内閣府において、毎年4月の「若年層の性暴力被害予防月間」中に、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用し、性暴力の加害者にも被害者にもならないための広報啓発活動を効果的に展開する。【内閣府】	5-11		<u>性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等の暴力の予防と根絶に向けて、適切に啓発期間を定め、国民各層へ向けた集中的かつ効果的な広報啓発を一層推進する。【内閣府】</u>
265	犯罪被害者等施策の関係する特定の期間における広報啓発活動の実施	内閣府において、毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、性犯罪を含む女性に対する暴力を根絶するため、関係省庁、地方公共団体、女性団体その他の関係機関・団体等と連携・協力し、広報啓発活動を実施する。【内閣府】	5-12		
266	犯罪被害者等施策の関係する特定の期間における広報啓発活動	内閣府において、「全国交通安全運動」の期間を中心に、交通事故被害者等の理解と協力を得つつ、広報啓発活動が実施されるよう努める。【内閣府】	5-13		内閣府において、 「全国交通安全運動」の期間を中心に、交通事故被害者等の理解と協力を得つつ、広報啓発活動が実施されるよう努める。【内閣府】

	の実施				
267	犯罪被害者等施策の関係する特定の期間における広報啓発活動の実施	法務省において、「人権週間」（毎年 12 月 4 日から同月 10 日まで）を中心に、様々な広報媒体を活用し、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を求めるため、啓発冊子の配布等の広報啓発活動を実施する。【法務省】	5-14		法務省において、「人権週間」（毎年 12 月 4 日から同月 10 日まで）を中心に、様々な広報媒体を活用し、犯罪被害者等及びその家族の人権問題に対する配慮と保護を求めるため、啓発冊子の配布等の広報・啓発活動を実施する。【法務省】
268	犯罪被害者等施策の関係する特定の期間における広報啓発活動の実施	厚生労働省において、体罰によらない子育てや児童虐待の範囲、現状及びその防止に向けた取組を広く国民に周知するため、様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、毎年 11 月の「児童虐待防止推進月間」に、ポスターの作成、全国フォーラムの開催等の集中的な広報啓発活動を実施する。【こども家庭庁】	5-15		厚生労働省において、体罰によらない子育てや児童虐待の範囲、現状及びその防止に向けた取組を広く国民に周知するため、様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、毎年 11 月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進月間キャンペーン」に、ポスターの作成、全国フォーラムの開催等の集中的な広報啓発活動を実施する。【こども家庭庁】
260	国民に対する効果的な広報啓発活動の実施	警察庁において、広く国民各層に犯罪被害者等支援に対する関心を持ってもらうため、シンボルマーク等の普及やウェブサイト・SNS等の活用といった広報の手法や媒体の多様化に努め、効果的な広報を行う。また、犯罪被害者等支援に関する標語を広く募集するなど、国民が犯罪被害者等支援について考える機会を提供し、その理解促進を図る。さらに、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性等についての理解・関心を深めるため、学校や民間企業等から幅広く協力を得るなどし、一層充実した啓発活動を推進する。【警察庁】	5-16	国民に対する効果的な参加を促す広報啓発活動の実施	警察庁において、広く国民各層に犯罪被害者等支援に対する関心を持ってもらうため、シンボルマーク等の普及やウェブサイト・SNS等の活用といった広報の手法や媒体の多様化に努め、効果的な広報を行う。また、犯罪被害者等支援に関する標語を広く募集するなど、国民が犯罪被害者等支援について考える機会を提供し、その理解促進を図る。さらに、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性等についての理解・関心を深めるため、学校や民間企業等から幅広く協力を得るなどし、一層充実した啓発活動を推進

					<u>する。犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援について、国民の関心を喚起し、その理解を深めるため、犯罪被害者等の参加・協力を得て、講演会等の開催により、その声を国民に広く届ける機会を設けるほか、より深く国民に考える機会を提供するため、犯罪被害者等支援に関する標語の募集、犯罪被害者等支援のシンボルマーク等の普及等を行う。【警察庁】</u>
259	犯罪被害者等支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発活動の実施	警察庁において、関係府省庁のほか、犯罪被害者等支援に関わりの深い医療、福祉、教育及び法曹関係の職能団体等の協力を得て、当該団体等に属する者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性等に関する広報啓発活動を積極的に実施し、その理解の増進を図り、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る。【警察庁】	5-17	<u>犯罪被害者等支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発活動の実施組織、団体等との連携を含めた効果的な広報啓発</u>	警察庁において、関係府省庁のほか、犯罪被害者等支援に関わりの深い医療、福祉、教育及び法曹関係の職能団体等の協力を得て、当該団体等に属する者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性等に関する広報啓発活動を積極的に実施し、その理解の増進を図り、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援について、国民の関心を喚起し、その理解を深めるため、関係府省庁と連携し、学校や民間企業、民間被害者支援団体を含む各種団体等から幅広い協力を得、報道発表、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話、パンフレット「警察による犯罪被害者支援」の作成・配布等を実施する。また、民間相互の連携を促すことにより、一層充実した広報啓発活動を推進する。【警察庁】

			5-18		<u>医療、福祉、教育、法曹その他の犯罪被害者等と関わり得る各界各層が、犯罪被害者等の二次的被害を含め、その心情に十分に配慮した活動を行うよう、関係府省庁と連携し、その役割にも応じた広報啓発等を行うことにより、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る。【警察庁】</u>
269 (246)	様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施	警察庁において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、SNS等の様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や当該状況を踏まえた施策の重要性、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の意義・活動等について広報する。 【警察庁】	5-19	<u>様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施 広報啓発手法や媒体の多様化</u>	<u>警察庁において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、SNS等の様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援について、当該状況を踏まえた施策の重要性、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の意義・活動等について広報する。国民の関心を喚起し、その理解を深めるほか、関係府省庁や地方公共団体、民間団体等の施策や取組の周知のため、相互連携・協力の下、ウェブサイト・SNS、広く国民の目にとまる街頭広告等を活用し、広報啓発手法や媒体の多様化に努め、効果的な広報啓発を行う。【警察庁】</u>
270		警察庁において、民間被害者支援団体等と連携し、報道発表、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話等を実施することにより、犯罪被害者等が置かれている状況や警察、関係機関、民間被害者支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報啓発活動を推進するよう、都道			<u>警察庁において、民間被害者支援団体等と連携し、報道発表、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話等を実施することにより、犯罪被害者等が置かれている状況や警察、関係機関、民間被害者支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報啓発活動を推</u>

		府県警察を指導する。【警察庁】			進するよう、都道府県警察を指導する。【警察庁】
271		警察庁において、広報啓発用のパンフレット「警察による犯罪被害者支援」の作成、ウェブサイト上での警察の犯罪被害者等施策の掲載等により、犯罪被害者等支援に関する国民の理解の増進に努める。 【警察庁】			警察庁において、広報啓発用のパンフレット「警察による犯罪被害者支援」の作成、ウェブサイト上での警察の犯罪被害者等施策の掲載等により、犯罪被害者等支援に関する国民の理解の増進に努める。【警察庁】
264 (194)	SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実及び誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動の強化	総務省において、関係府省庁と連携し、SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動を強化する。【総務省】	5-20	SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実及び誹謗中傷等を行わないための教育・広報啓発活動の強化	総務省において、関係府省庁等と連携し、SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実 に努めるとともに、 誹謗中傷等を行わないための犯罪被害者等に対する誹謗中傷等を防ぐため、啓発講座の開催、インターネットに係るトラブル事例の予防法等をまとめた事例集の作成・公表等を通じ、ICTリテラシー向上に資する広報啓発活動を強化する。【総務省】
			5-21		道徳教育を含めた学校の教育活動全体を通じて、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度を育成する情報モラル教育の指導の充実 に努める。【文部科学省】
			5-22		関係府省庁等と連携し、インターネットリテラシーを高め、インターネット上の犯罪被害者等に対する誹謗中傷等を含めたインターネット上の人権侵害を防ぐため、被害者にも加害者にもならない「責任ある情報発信」の意識を広く一般に浸透させるよう、啓発冊子の配布のほか、啓発動画の

					<u>配信等の各種人権啓発活動を実施する。【法務省】</u>
274 (89)	犯罪被害者等に関する情報の保護	警察による被害者の実名発表・匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。【警察庁】	5-23	犯罪被害者等に関する情報の保護	警察による被害者の実名発表・匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、 マスコミ による報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を <u>尊重し踏まえ</u> 、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。【警察庁】
272	様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施	警察庁において、スマートフォン等からアクセス可能な媒体等の様々な広報媒体を活用し、少年の犯罪被害の防止等に向けた情報提供に努める。【警察庁】	5-24	様々な広報媒体を通じた少年の犯罪被害者被害の防止等施策 に関する広報の実施	警察庁において、 スマートフォン等からアクセス可能な媒体等の様々な広報媒体を活用し、少年の犯罪被害の防止等に向けた情報提供に努める。【警察庁】
261 (227)	被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進	関係府省庁において、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った児童及び障害者をはじめ、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるような体制の充実に努めるとともに、研修やシンポジウム等の様々な機会を通じて、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を周知し、その理解促進を図り、犯罪被害者等を社会全体で支える気運の醸成に努める。【内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】	5-25	被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進	関係府省庁において、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った児童及び障害者をはじめ、 被害が 潜在化しやすい <u>被害の発見に</u> 犯罪被害者等からの相談に適切に対応できる <u>よう</u> 体制の充実を <u>図るに努める</u> とともに、研修やシンポジウム等の様々な機会を通じて、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を周知し、その理解促進を図り、犯罪被害者等を社会全体で支える気運の <u>一層の</u> 醸成に努める。【内閣府、警察庁、 <u>こども家庭庁</u> 、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

275	犯罪被害者等の個人情報保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施	警察において、犯罪被害者等の個人情報の保護に十分配慮した上で、ウェブサイト等に性犯罪を含む身近な犯罪の発生状況を掲載するなどして、地域住民に対し、住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となり得るような情報提供に努める。【警察庁】	5-26	犯罪被害者等の個人情報保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施	警察において、 犯罪被害者等の個人情報の保護に十分配慮した上で、ウェブサイト等に性犯罪を含む身近な犯罪の発生状況を掲載するなどして、地域住民に対し、住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となり得るような情報提供に努める。【警察庁】
276	交通事故被害者等の声を反映した国民の理解の増進	警察において、交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子・パンフレット等を作成し交通安全講習会で配布することや、交通安全の集い等で交通事故被害者等の講演を実施することを通じ、交通事故被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する国民の理解の増進に努める。【警察庁】	5-27	交通事故被害者等の声を反映した国民の理解の増進	警察において、 交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子・パンフレット等を作成し交通安全講習会で配布することや、交通安全の集い等で交通事故被害者等の講演を実施することを通じ、交通事故被害者等の置かれた立場や苦しみ、現状や交通事故の惨状等に関する国民の理解の増進に努める。【警察庁】
277		警察において、都道府県警察等による運転者等に対する各種講習の中で、交通事故被害者等の切実な声が反映されたビデオ、手記等の活用や交通事故被害者等の講話等により、交通事故被害者等の声を反映した講習を実施する。【警察庁】	5-28		警察において、都道府県警察等による 運転者等に対する各種講習の中で、交通事故被害者等の切実な声が反映されたビデオ、手記等の活用や交通事故被害者等の講話等により取り入れるなどし、交通事故被害者等の声を反映した講習を実施する。【警察庁】
278	交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表	警察において、国民に対し、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進が十分に図られるよう、事故類型、年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表し、その実態等について周知する。【警察庁】	5-29	交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表	警察において、 国民に対し、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進が十分に図られるよう、事故類型、年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表し、その実態等について周知する。【警察庁】
279	交通事故統計デ	警察庁において、交通事故被害者に関する統計デー	5-30	交通事故統計デ	警察庁において、 交通事故被害者に関する統計デー

	一タの充実	タの犯罪被害者白書への掲載の充実を図る。		一タの充実	一タの犯罪被害者白書への掲載の充実を図る。 【警察庁】
273	調査研究結果の公表等を通じた犯罪被害者等が置かれた状況についての国民の理解の増進	関係府省庁において、諸外国における犯罪被害者等施策を含め、犯罪被害者等に関する調査研究を実施した場合には、当該調査研究の結果の公表等を通じ、犯罪被害者等が置かれている状況についての理解を増進するための広報啓発活動に活用する。【内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】	5-31	調査研究結果の公表等を通じた犯罪被害者等が置かれた状況についての国民の理解の増進	関係府省庁において、 諸外国における犯罪被害者等施策を含め 、犯罪被害者等に関する調査研究を実施した場合には、当該調査研究の結果の公表等を通じ、犯罪被害者等が置かれている状況についての理解を増進するための広報啓発活動に活用する。 <u>調査研究結果の公表に当たっては、ポータルサイトに集約するなど、国民がアクセスしやすい方法による情報発信を行う。</u> 【内閣府、警察庁、 こども家庭庁 、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】